

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	表彰受賞者台帳	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部庶務課庶務文書係	
個人情報ファイルの利用目的	市政振興に寄与し、市民の模範的行為を表彰し、市の自治振興を促進する目的	
記録項目	1 受賞年度、2 表彰区分、3 氏名、4 住所、5 生年月日、6 功績事項	
記録範囲	表彰受賞者（栄誉賞、功労・善行表彰、感謝状、叙位・叙勲等）	
記録情報の収集方法	推薦担当課による関係機関への照会等、寄付申込簿	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部庶務課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	中野市統計調査員台帳	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部庶務課庶務文書係	
個人情報ファイルの利用目的	各種統計調査員の管理する目的	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日 4 性別、5 電話番号、6 職業	
記録範囲	常任統計調査員・非常任協力者	
記録情報の収集方法	本人が指定用紙へ記入及び聞取りのうえ収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部庶務課	
	(所在地) 中野市三好町一丁目 3 番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第 2 項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	寄附申込受付台帳	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部庶務課秘書広報係	
個人情報ファイルの利用目的	寄附者の記録	
記録項目	1 寄附物品、2 寄附年月日、3 寄附目的、4 氏名、5 住所、6 性別、7 電話番号	
記録範囲	寄附申込者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部庶務課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	豊田情報センター加入者管理簿	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部企画財政課DX推進係	
個人情報ファイルの利用目的	豊田情報センター加入者からの契約状況の確認等に係る窓口対応、また視聴障害に係る保守対応に活用するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 利用区分、5 減免情報、6 引込線処理状況、7 直近届出日	
記録範囲	豊田情報センター加入者、豊田情報センター使用中止者、豊田情報センター脱退者	
記録情報の収集方法	本人から各種申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課	
	(所在地) 中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	音声告知放送加入者管理台帳	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部企画財政課DX推進係	
個人情報ファイルの利用目的	音声告知放送貸与者からの契約状況の確認等に係る窓口対応、また放送障害に係る保守対応に活用するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 端末機番号、5 グループ放送区分	
記録範囲	音声告知放送端末機貸与者	
記録情報の収集方法	中野市音声告知端末機貸与申込書、中野市音声告知放送利用変更受付表、音声告知放送端末機承継届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	登録公募委員候補者名簿	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部企画財政課政策推進係	
個人情報ファイルの利用目的	中野市審議会等の委員公募実施要綱第3条を達成するため、同要綱第7条及び第8条に基づき作成する。	
記録項目	1 登録年度、2 受付番号、3 住所、4 地区、5 氏名、6 フリガナ、7 生年月日、8 年台、9 性別、10 自宅電話番号、11 携帯電話番号、12 メールアドレス、13 希望する分野、14 希望した理由	
記録範囲	登録公募委員候補者への登録に同意のあった者	
記録情報の収集方法	登録公募委員候補者への登録同意書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	放送番組審議会委員名簿	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部企画財政課DX推進係	
個人情報ファイルの利用目的	豊田情報センターの自主放送番組の適正化を図るため、放送番組審議会を開催するにあたり、審議会委員を委嘱するために活用する。	
記録項目	1 氏名、2 ふりがな、3 住所、4 電話番号、5 役職名、6 役職任期、7 CATV加入有無	
記録範囲	放送番組審議会委員委嘱者	
記録情報の収集方法	中野市放送番組審議会委員推薦書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課システム	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の納税義務者及び賦課額を決定するため	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 住所、4 資産状況、5 振替口座情報、6 心身の機能の障がい	
記録範囲	軽自動車税の課税対象となる車両等を所有する者等	
記録情報の収集方法	規定様式による書面の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部税務課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課システム	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課額を決定するため	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日・年齢、5 性別、6 電話番号、7 家族状況、8 職業・職歴、9 資産状況、10 収入状況、11 振替口座情報	
記録範囲	国民健康保険税の賦課に係る収集した情報	
記録情報の収集方法	規定様式による提出及び他市町村への照会（書面を含む） ※中野市個人情報保護条例第4条第3項第1号該当	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部税務課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市県民税賦課システム	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課課税係	
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課額を決定するため	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日・年齢、5 性別、6 電話番号、7 家族状況、8 婚姻、9 親族関係、10 職業・職歴、11 収入状況、12 心身の機能の障がい、13 振替口座情報	
記録範囲	市県民税の賦課に係る収集した情報	
記録情報の収集方法	規定様式による提出（書面を含む）※中野市個人情報保護条例第4条第3項第1号該当	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部税務課	
	（所在地）中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税賦課システム	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課資産係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の納税義務者及び賦課額を決定するため	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 親族関係、6 資産状況	
記録範囲	市内に課税対象となる資産を所有する者	
記録情報の収集方法	登記事項が記載された書面の収受、実地調査及び規定様式による書面の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部税務課	
	(所在地) 中野市三好町一丁目3番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	徴収システム	
行政機関等の名称	中野市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課収納係	
個人情報ファイルの利用目的	税の適正な徴収	
記録項目	1 個人識別番号、2 氏名、3 住所、4 本籍・国籍、5 生年月日、6 電話番号、7 家族状況、8 親戚関係、9 職業・職歴、10資産状況、11収入状況、12納付状況、13取引状況、14振替口座情報	
記録範囲	市税・国民健康保険税の納税義務者及び税の徴収のため必要となる者	
記録情報の収集方法	本人のほか関係者への照会等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部税務課	
	(所在地) 中野市三好町一丁目 3 番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	政令第20条第2項に該当（本人の数1,000人以上）	